

現 行	改 正 後 全 文
<p>(別添10)</p> <p>日常生活自立支援事業実施要領</p> <p>1 目的 本事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、都道府県社協又は指定都市社協とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。 (1) 都道府県社協にあつては社会福祉法第109条第1項及び第2項に規定する社協、指定都市社協にあつては同条第2項に規定する社協 (2) 社会福祉法人 (3) 民法第34条に規定する公益法人 (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 (5) (1)から(4)までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの</p> <p>3 事業内容 実施主体は、次に掲げる事業(これらの事業を総称して「日常生活自立支援事業」という。)を行う。 (1) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている福祉サービス利用援助事業(都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。)</p>	<p>(別添10)</p> <p>日常生活自立支援事業実施要領</p> <p>1 目的 本事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、都道府県社協又は指定都市社協とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。 (1) 都道府県社協にあつては社会福祉法第109条第1項及び第2項に規定する社協、指定都市社協にあつては同条第2項に規定する社協 (2) 社会福祉法人 (3) 民法第34条に規定する公益法人 (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 (5) (1)から(4)までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの</p> <p>3 事業内容 実施主体は、次に掲げる事業(これらの事業を総称して「日常生活自立支援事業」という。)を行う。 (1) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている福祉サービス利用援助事業(都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。)</p>

- (2) 指定都市社協が行う福祉サービス利用援助事業(指定都市の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。)
- (3) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている
  - (1)の事業に従事する者の資質の向上のための事業
- (4) 指定都市社協が行う(2)の事業に従事する者の資質の向上のための事業
- (5) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている
  - (1)の事業に関する普及及び啓発
- (6) 指定都市社協が行う(2)の事業に関する普及及び啓発

#### 4 事業の実施内容

##### (1) 福祉サービス利用援助事業

本事業は、利用者との契約に基づき、認知症や精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うものである。

##### ア 事業の対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 判断能力が不十分な者(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。)であること。
- (イ) 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者であること。

##### イ 援助の内容

(ア) 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

- (2) 指定都市社協が行う福祉サービス利用援助事業(指定都市の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。)
- (3) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている
  - (1)の事業に従事する者の資質の向上のための事業
- (4) 指定都市社協が行う(2)の事業に従事する者の資質の向上のための事業
- (5) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている
  - (1)の事業に関する普及及び啓発
- (6) 指定都市社協が行う(2)の事業に関する普及及び啓発

#### 4 事業の実施内容

##### (1) 福祉サービス利用援助事業

本事業は、利用者との契約に基づき、認知症や精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うものである。

##### ア 事業の対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 判断能力が不十分な者(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。)であること。
- (イ) 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者であること。

##### イ 援助の内容

(ア) 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

- a 福祉サービスの利用に関する援助
- b 福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助
- c 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

(イ) (ア)に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

- a 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)
- b 定期的な訪問による生活変化の察知

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる事項についての具体的な援助の方法は、原則として情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行によること。

法律行為にかかわる事務に関し、本事業の目的を達成するために、本人から代理権を授与された上で代理による援助を行う場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応すること。

#### ウ 契約の手続

本事業による援助は、要援護者本人等からの申請に基づき、次の手続を経た上で行うものとする。

なお、本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要援護者本人はもとより、家族、介護支援専門員、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保すること。

また、実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められる者については、市町村への連絡等適切な対応を行うよう努めること。

(ア)申請の受付と判断能力等の評価・判定

- a 申請は実施主体に対して行うものとする。

- a 福祉サービスの利用に関する援助
- b 福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助
- c 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

(イ) (ア)に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

- a 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)
- b 定期的な訪問による生活変化の察知

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる事項についての具体的な援助の方法は、原則として情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行によること。

法律行為にかかわる事務に関し、本事業の目的を達成するために、本人から代理権を授与された上で代理による援助を行う場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応すること。

#### ウ 契約の手続

本事業による援助は、要援護者本人等からの申請に基づき、次の手続を経た上で行うものとする。

なお、本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要援護者本人はもとより、家族、介護支援専門員、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保すること。

また、実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められ、契約に至らない者、成年後見制度の対象と考えられる者等については、市町村及び関係機関への連絡、成年後見制度の利用の支援等適切な対応を行うよう努めること。

(ア)申請の受付と判断能力等の評価・判定

- a 申請は実施主体に対して行うものとする。

- b 申請を受け付けた実施主体は、本人の意向を十分に尊重しつつ、かつ、家族、本人に関わりを持つ民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、認知症又は障害の程度及び内容並びに判断能力の程度を把握するほか、必要に応じて本人の生活状況、経済状況等を把握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、本人が本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行うこと。
- c bの判定に当たり疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。
- d 実施主体は、本事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人にその旨を通知するものとする。

(イ) 支援計画の作成

- a 実施主体は、本人が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、4の(1)のイに掲げる援助の内容のうち必要な事項、実施頻度等を記入した支援計画を作成すること。
- b 支援計画は、本人の状況(必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。)の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。

(ウ) 契約の締結

- a 実施主体は、作成した支援計画が契約内容の一部となる旨を明らかにした上で、本人にその内容を十分説明し、その了解を得た上で契約を締結すること。  
なお、4の(1)のウの(イ)のbにより、支援計画の見直しを行ったときは、契約内容の一部変更となるので留意すること。
- b 支援計画により行う援助の内容として、本人から代理権を授与された上で実施するものについては、本人にその旨を十分説明し、了解を得た上で、契約書に代理権の授与及びその範囲について具体的に明記すること。

- b 申請を受け付けた実施主体は、本人の意向を十分に尊重しつつ、かつ、家族、本人に関わりを持つ民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、認知症又は障害の程度及び内容並びに判断能力の程度を把握するほか、必要に応じて本人の生活状況、経済状況等を把握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、本人が本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行うこと。
- c bの判定に当たり疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。
- d 実施主体は、本事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人にその旨を通知するものとする。

(イ) 支援計画の作成

- a 実施主体は、本人が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、4の(1)のイに掲げる援助の内容のうち必要な事項、実施頻度等を記入した支援計画を作成すること。
- b 支援計画は、本人の状況(必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。)の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。

(ウ) 契約の締結

- a 実施主体は、作成した支援計画が契約内容の一部となる旨を明らかにした上で、本人にその内容を十分説明し、その了解を得た上で契約を締結すること。  
なお、4の(1)のウの(イ)のbにより、支援計画の見直しを行ったときは、契約内容の一部変更となるので留意すること。
- b 支援計画により行う援助の内容として、本人から代理権を授与された上で実施するものについては、本人にその旨を十分説明し、了解を得た上で、契約書に代理権の授与及びその範囲について具体的に明記すること。

c 契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。

その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合には、本人の了解を得てその内容を見直すものとする。

d 契約の締結に当たっては、本人の死亡等の事由により、契約を終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であること等により、混乱が生じないよう十分調整を行うよう努めること。

また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた家族等に対し、定期的に報告を行うこと。

#### エ 利用料

(ア)本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。

(イ)実施主体は、あらかじめ標準的利用料を定めるものとするが、個別の利用料は、利用者の事情を勘案して決定しても差し支えないものとする。なお、決定した利用料は、契約書に具体的に明記すること。

#### オ 運営適正化委員会への定期的な報告等

実施主体は、社会福祉法第83条に基づき設置される運営適正化委員会に対し、4の(1)に規定する事業の実施状況(契約締結審査会による審査を含む。)について定期的に報告するほか、当該実施状況に関して運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときは、これを尊重すること。

#### カ 利用者のプライバシーへの配慮

本事業の実施に携わる職員及び契約締結審査会の委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とする。

#### (2)福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

実施主体は、5の(1)に掲げる専門員、生活支援員等本事業の実施の

c 契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。

その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合には、本人の了解を得てその内容を見直すものとする。

d 契約の締結に当たっては、本人の死亡等の事由により、契約を終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であること等により、混乱が生じないよう十分調整を行うよう努めること。

また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた家族等に対し、定期的に報告を行うこと。

#### エ 利用料

(ア)本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。

(イ)実施主体は、あらかじめ標準的利用料を定めるものとするが、個別の利用料は、利用者の事情を勘案して決定しても差し支えないものとする。なお、決定した利用料は、契約書に具体的に明記すること。

#### オ 運営適正化委員会への定期的な報告等

実施主体は、社会福祉法第83条に基づき設置される運営適正化委員会に対し、4の(1)に規定する事業の実施状況(契約締結審査会による審査を含む。)について定期的に報告するほか、当該実施状況に関して運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときは、これを尊重すること。

#### カ 利用者のプライバシーへの配慮

本事業の実施に携わる職員及び契約締結審査会の委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とする。

#### (2)福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

実施主体は、5の(1)に掲げる専門員、生活支援員等本事業の実施の

ために配置する職員のほか、広く福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質の向上を図るため、研修等必要な事業を実施すること。

(3) 福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発

実施主体は、福祉サービス利用援助事業が周知され、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援する特定非営利活動法人、団体等多様な団体が参画し、本事業が実施されるよう、普及及び啓発に努めること。

5 事業の実施体制

(1) 職員

ア 実施主体は、本事業の適切な運営を確保するため、次に掲げる職員を配置するものとする。

(ア) 責任者

(イ) 事業の企画及び運営に携わる職員

(ウ) 専門員

(エ) 生活支援員

イ 事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。

(ア) 相談業務

(イ) 契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び運営適正化委員会に係る連絡調整に関する業務

(ウ) 専門員の指導及び支援の業務

(エ) 研修、調査研究及び広報啓発の業務

ウ 専門員は、次の業務を行う。

(ア) 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務

(イ) 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務

(ウ) 生活支援員の指導及び監督の業務

エ 生活支援員は、次の業務を行う。

(ア) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務

(イ) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務

ために配置する職員のほか、広く福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質の向上を図るため、研修等必要な事業を実施すること。

(3) 福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発

実施主体は、福祉サービス利用援助事業が周知され、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援する特定非営利活動法人、団体等多様な団体が参画し、本事業が実施されるよう、普及及び啓発に努めること。

5 事業の実施体制

(1) 職員

ア 実施主体は、本事業の適切な運営を確保するため、次に掲げる職員を配置するものとする。

(ア) 責任者

(イ) 事業の企画及び運営に携わる職員

(ウ) 専門員

(エ) 生活支援員

イ 事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。

(ア) 相談業務

(イ) 契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び運営適正化委員会に係る連絡調整に関する業務

(ウ) 専門員の指導及び支援の業務

(エ) 研修、調査研究及び広報啓発の業務

ウ 専門員は、次の業務を行う。

(ア) 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務

(イ) 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務

(ウ) 生活支援員の指導及び監督の業務

エ 生活支援員は、次の業務を行う。

(ア) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務

(イ) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務

オ 実施主体は、事業の実施に携わる職員の採用に当たっては、本事業の利用者である認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めること。

なお、専門員は、原則として高齢者や障害者等への援助経験のある社会福祉士、精神保健福祉士等であって一定の研修を受けた者であること。

(2) 契約締結審査会

ア 実施主体は、福祉サービス利用援助事業の契約の締結又は見直しの際に利用希望者の判断能力に疑義がある場合、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し、確認することを目的として、契約締結審査会を設置するものとする。

イ 契約締結審査会は、実施主体から審査又は助言を求められた場合、専門的な見地から審査等を行い、意見を述べるものとする。

ウ 契約締結審査会は、医療・法律・福祉の各分野の契約締結能力に係る専門的知見を有する者をもって構成するものとし、委員は実施主体の長が委嘱するものとする。

(3) 関係機関連絡会議

実施主体は、本事業に関する理解の促進及び円滑な実施を目的として、関係機関で構成する関係機関連絡会議を定期的に開催するものとする。

(4) その他

本事業の実施内容は、生活保護受給者を含む地域の要援護者に対する自立・就労支援も想定されることから、福祉事務所等の関係機関との連携などに十分配慮すること。

オ 実施主体は、事業の実施に携わる職員の採用に当たっては、本事業の利用者である認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めること。

なお、専門員は、原則として高齢者や障害者等への援助経験のある社会福祉士、精神保健福祉士等であって一定の研修を受けた者であること。

(2) 契約締結審査会

ア 実施主体は、福祉サービス利用援助事業の契約の締結又は見直しの際に利用希望者の判断能力に疑義がある場合、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し、確認することを目的として、契約締結審査会を設置するものとする。

イ 契約締結審査会は、実施主体から審査又は助言を求められた場合、専門的な見地から審査等を行い、意見を述べるものとする。

ウ 契約締結審査会は、医療・法律・福祉の各分野の契約締結能力に係る専門的知見を有する者をもって構成するものとし、委員は実施主体の長が委嘱するものとする。

(3) 関係機関連絡会議

実施主体は、本事業に関する理解の促進及び円滑な実施を目的として、関係機関で構成する関係機関連絡会議を定期的に開催するものとする。

(4) その他

本事業の実施内容は、生活保護受給者を含む地域の要援護者に対する自立・就労支援も想定されることから、福祉事務所等の関係機関との連携などに十分配慮すること。





平成21年度日常生活自立支援事業国庫補助協議書

2 支出予定額内訳書

科 目	支出予定額	積 算 内 訳
	円	円
給 料 ( 名)		
職 員 手 当 等 ( 名)		
共 済 費 ( 名)		
報 償 費		
旅 費		
賃 金 ( 名)		
(生活支援員手当)		
需 用 費		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
修 繕 料		
食 糧 費		
使用料及び賃借料		
役 務 費		
通 信 運 搬 費		
手 数 料		
委 託 料 (委託先毎に詳細 に記入すること)		
備 品 購 入 費		
助 成 金		
合 計 (うち専門員増員額)	( )	

注 専門員の増員を検討している場合、専門員の増員に係る支出予定額を別掲すること。

平成22年度日常生活自立支援事業国庫補助協議書

2 支出予定額内訳書

科 目	支出予定額	積 算 内 訳
	円	円
給 料 ( 名)		
職 員 手 当 等 ( 名)		
共 済 費 ( 名)		
報 償 費		
旅 費		
賃 金 ( 名)		
(生活支援員手当)		
需 用 費		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
修 繕 料		
食 糧 費		
使用料及び賃借料		
役 務 費		
通 信 運 搬 費		
手 数 料		
委 託 料 (委託先毎に詳細 に記入すること)		
備 品 購 入 費		
助 成 金		
合 計 (うち専門員増員額)	( )	

注 専門員の増員を検討している場合、専門員の増員に係る支出予定額を別掲すること。

3 平成21年度日常生活自立支援事業専門員の増員に係る調

社協名: \_\_\_\_\_

1 契約締結件数

平成21年4月1日現在の契約締結件数	件
平成21年度の契約締結件数の見込み	件

2 専門員の増員を必要とする理由

次について詳細に記載すること

- ① 現在の専門員の活動状況
- ② 現在、生じている問題
- ③ 専門員を増員することにより得られる効果

※ 専門員の増員を検討している場合に限り提出すること。

3 平成22年度日常生活自立支援事業専門員の増員に係る調

社協名: \_\_\_\_\_

1 契約締結件数

平成22年4月1日現在の契約締結件数	件
平成22年度の契約締結件数の見込み	件

2 専門員の増員を必要とする理由

次について詳細に記載すること

- ① 現在の専門員の活動状況
- ② 現在、生じている問題
- ③ 専門員を増員することにより得られる効果

※ 専門員の増員を検討している場合に限り提出すること。

4 平成 21 年度日常生活自立支援事業に係る国庫補助協議にあたっての留意事項等

1. 生活支援員手当

今回の協議額における生活保護受給者分については、下記のとおり算出し、計上すること。

- ・ 援助を行っている間  
1,880円 × 延べ活動単位数  
(30分までを0.5単位とし、それを超えた場合30分ごとに0.5単位を加算)
- ・ 援助に必要な移動をしている間  
1,860円 × 延べ活動単位数

30分未満	対象外
30分以上 1時間未満	0.5単位
1時間以上	1単位

2. 専門員の増員等について

本事業については、本年度においても、各都道府県・指定都市及び基幹的社会福祉協議会等の契約締結件数等の事業実績（平成 21 年 4 月 1 日現在の契約締結件数 0 件かつ平成 20 年度における相談件数（30 件以下）を参考にして、各都道府県・指定都市及び基幹的社会福祉協議会等に配置される職員に係る人件費の調整を行うこととしている。

また、一基幹的社協等において、利用者を多く抱え（平成 21 年 4 月 1 日現在の契約締結件数 40 件以上）、平成 21 年度においてもさらに契約締結件数の増加が見込まれることにより、専門員の業務に支障をきたし、専門員の増員を検討している場合は、別紙 20-③を提出すること。

なお、困難ケース等への対応のため契約に至るまで長期間を要する場合や、契約まで至らないが、その相談件数が多いため本事業の円滑な実施が困難である場合等、特に専門員の増員の必要があると認められる場合は、上記の要件にかかわらず協議を受け付けるものとする。その場合も、別紙 20-③を提出することとし、併せてその事実が把握できる資料を添付すること。

4 平成 22 年度日常生活自立支援事業に係る国庫補助協議にあたっての留意事項等

1. 生活支援員手当

今回の協議額における生活保護受給者分については、下記のとおり算出し、計上すること。

- ・ 援助を行っている間  
1,880円 × 延べ活動単位数  
(30分までを0.5単位とし、それを超えた場合30分ごとに0.5単位を加算)
- ・ 援助に必要な移動をしている間  
1,860円 × 延べ活動単位数

30分未満	対象外
30分以上 1時間未満	0.5単位
1時間以上	1単位

2. 専門員の増員等について

(1) 本事業については、一基幹的社会福祉協議会等において、平成 22 年 4 月 1 日現在の契約締結件数が 35 件又はその端数を増すごとに専門員 1 名の増員を認めることとする。

—参考—

契約締結件数 (件)	専門員 (名)
～ 35	1
36 ～ 70	2
71 ～ 105	3

(2) なお、本事業による援助が困難であると認められ、契約に至らない者との相談業務や成年後見制度の対象と考えられる者に対する成年後見制度の利用手続き援助等の実施のため、特に専門員の増員の必要があると認められる一基幹的社会福祉協議会等は、上記の要件にかかわらず、加えて協議を受け付けるものとする。その場合、別紙 20-③を提出することとし、併せてその事実が把握できる資料を添付すること。

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">平成00年0月00日 社援地発第000000号</p> <p style="text-align: center;">日常生活自立支援事業の実施について</p> <p>別紙 1～5 (略)</p> <p>6 職員について 「事業の企画、運営にあたる職員」及び「専門員」は、原則専任の常勤雇用とすること。ただし、人材の確保が困難である場合等やむを得ない事情があるときは<u>本事業の職務上支障のない限り、他の職務との兼務は差し支えないものとする。なお、上記により他の職務に従事することが利益相反行為につながらないようにすることとする。</u></p> <p>また、「生活支援員」については実施主体(委託先を含む)と雇用契約を結ぶものとし、採用に当たっては次に留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p>	<p style="text-align: center;">平成19年5月15日 社援地発第0515001号</p> <p style="text-align: center;">日常生活自立支援事業の実施について</p> <p>別紙 1～5 (略)</p> <p>6 職員について 「事業の企画、運営にあたる職員」及び「専門員」は、原則専任の常勤雇用とすること。ただし、人材の確保が困難である場合等やむを得ない事情があるときは<u>経過的に非常勤雇用となることもやむを得ないが、この場合は、その理由、今後の対応等を記載した書面をもって都道府県及び指定都市の担当課を経由して当課に協議することとする。</u></p> <p>また、「生活支援員」については実施主体(委託先を含む)と雇用契約を結ぶものとし、採用に当たっては次に留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p>

### 3 日常生活自立支援事業の実施状況（全国社会福祉協議会調べ）

#### （1）契約状況の推移（対象者別）

対象者		認知症 高齢者 など	知的 障害者 など	精神 障害者 など	その他	計	うち 生活保護
平成19年度	契約件数	5,488	1,211	1,386	495	8,580	3,058
	構成比(%)	64.0(%)	14.1(%)	16.2(%)	5.8(%)	100(%)	35.6(%)
平成20年度	契約件数	5,851	1,249	1,557	485	9,142	3,286
	構成比(%)	64.0(%)	13.7(%)	17.0(%)	5.3(%)	100(%)	35.9(%)
平成21年 4月～11月	契約件数	3,768	904	1,140	366	6,178	2,432
	構成比(%)	61.0(%)	14.6(%)	18.5(%)	5.9(%)	100(%)	39.4(%)
平成21年 11月末現在 実利用者数	実利用者数	17,252	6,034	6,261	1,843	31,390	-
	構成比(%)	55.0(%)	19.2(%)	19.9(%)	5.9(%)	100(%)	-

日常生活自立支援事業の都道府県・指定都市別実施状況

①相談援助件数(問い合わせ・相談件数)

事業開始～平成21年11月末

事項	対象者	本事業の利用に関するもの				その他	計
		認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	不明・その他		
件数合計		2,139,621	692,957	864,122	224,184	115,539	4,036,423
北海道		12,604	6,028	6,439	1,365	678	27,114
青森県		9,547	3,516	3,669	1,703	85	18,520
岩手県		28,046	14,368	16,452	2,200	119	61,185
宮城県		25,596	23,749	26,865	6,723	1,088	84,021
秋田県		10,832	1,872	2,743	468	178	16,093
山形県		13,422	3,895	2,902	1,311	650	22,180
福島県		12,667	4,539	4,055	1,809	249	23,319
茨城県		12,576	4,120	5,681	452	176	23,005
栃木県		10,267	3,105	2,464	1,560	857	18,253
群馬県		26,856	7,856	10,293	1,513	10,303	56,821
埼玉県		42,978	7,092	17,113	3,606	1,043	71,832
千葉県		26,327	3,096	5,192	2,231	980	37,826
東京都		432,234	44,511	121,292	37,202	15,435	650,674
神奈川県		95,936	17,999	23,595	13,897	6,393	157,820
新潟県		37,018	13,703	15,700	1,145	534	68,100
富山県		31,482	5,041	9,682	4,438	1,258	51,901
石川県		18,644	5,861	4,363	444	1,752	31,064
福井県		11,207	4,446	1,993	725	1,653	20,024
山梨県		7,814	6,726	4,478	1,363	289	20,670
長野県		31,927	19,014	21,455	4,327	2,259	78,982
静岡県		11,283	2,904	2,772	2,625	6,322	25,906
岐阜県		12,642	7,142	4,207	1,285	395	25,671
愛知県		63,213	17,373	21,953	-	-	102,539
三重県		29,187	24,841	18,566	3,068	394	76,056
滋賀県		91,344	75,344	59,521	15,829	1,253	243,291
京都府		92,337	33,210	31,329	16,638	501	174,015
大阪府		84,552	31,877	37,775	4,710	7,996	166,910
兵庫県		20,393	6,782	7,594	1,475	13,305	49,549
奈良県		8,831	2,902	4,670	1,471	79	17,953
和歌山県		57,907	19,606	35,877	5,740	454	119,584
鳥取県		5,435	3,332	2,193	770	136	11,866
島根県		9,831	6,176	11,082	522	429	28,040
岡山県		14,052	4,175	4,127	1,045	593	23,992
広島県		41,377	24,648	29,389	5,676	1,443	102,533
山口県		6,680	1,390	1,761	1,763	5,858	17,452
徳島県		5,495	2,844	2,129	740	457	11,665
香川県		23,779	14,206	13,708	2,532	496	54,721
愛媛県		9,480	5,205	11,924	2,784	204	29,597
高知県		17,529	9,063	4,642	1,177	165	32,576
福岡県		22,862	4,632	3,824	2,049	3,119	36,486
佐賀県		6,338	1,944	4,241	2,440	656	15,619
長崎県		16,022	10,999	8,815	1,103	1,847	38,786
熊本県		13,401	4,830	5,027	3,690	771	27,719
大分県		10,959	3,073	2,449	839	213	17,533
宮崎県		9,164	7,967	6,650	2,098	465	26,344
鹿児島県		8,872	1,766	2,955	1,149	485	15,227
沖縄県		48,102	29,113	45,517	6,219	738	129,689
札幌市		30,056	6,860	10,942	1,981	3,523	53,362
仙台市		9,153	7,097	11,178	1,435	545	29,408
さいたま市		4,492	941	926	224	100	6,683
千葉市		10,174	552	677	2,720	-	14,123
川崎市		14,433	2,526	2,797	2,040	70	21,866
横浜市		24,042	2,249	3,804	5,249	30	35,374
新潟市		9,902	5,324	2,378	325	151	18,080
静岡市		4,953	1,937	2,150	2,780	12,777	24,597
浜松市		1,660	261	1,013	460	2,021	5,415
名古屋市		25,305	9,895	14,949	1,536	77	51,762
京都市		20,518	9,473	7,940	1,836	4	39,771
大阪市		303,628	72,987	95,969	19,446	-	492,030
堺市		1,246	1,133	378	64	42	2,863
神戸市		3,754	540	8,290	5,150	-	17,734
岡山市		220	71	43	6	-	340
広島市		24,722	11,032	7,095	346	-	43,195
北九州市		3,425	929	842	570	186	5,952
福岡市		8,891	1,269	1,628	97	1,260	13,145

※指定都市における実施状況は、平成15年4月～

②契約締結件数(累計)

事業開始～平成21年11月末

事項	内容	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計	
							うち生活保護
件数合計		38,861	9,046	9,702	3,477	61,436	21,245
北海道		379	119	142	-	640	402
青森県		706	123	141	74	1,044	516
岩手県		696	258	281	51	1,286	494
宮城県		356	192	198	70	816	320
秋田県		355	36	39	5	435	185
山形県		553	126	105	87	871	343
福島県		191	58	38	35	322	100
茨城県		634	94	147	18	893	232
栃木県		835	277	135	23	1,270	435
群馬県		1,040	166	237	-	1,443	390
埼玉県		1,018	169	265	58	1,510	671
千葉県		734	69	134	76	1,013	311
東京都		3,874	270	575	194	4,913	1,071
神奈川県		1,187	172	201	262	2,172	705
新潟県		728	194	261	-	1,183	301
富山県		278	51	67	36	432	116
石川県		300	50	42	2	394	102
福井県		437	145	68	27	677	179
山梨県		318	150	131	122	721	106
長野県		573	221	221	108	1,123	239
静岡県		493	142	116	188	939	237
岐阜県		478	118	86	39	721	141
愛知県		1,173	209	230	-	1,612	352
三重県		756	277	259	57	1,349	365
滋賀県		839	416	270	193	1,718	237
京都府		436	104	94	48	682	276
大阪府		1,520	479	567	127	2,693	1,067
兵庫県		606	143	135	19	903	338
奈良県		201	42	55	32	330	122
和歌山県		668	161	218	32	1,079	332
鳥取県		542	266	112	37	957	344
島根県		532	280	247	19	1,078	329
岡山県		599	153	178	31	961	265
広島県		710	218	273	90	1,291	496
山口県		1,185	175	294	108	1,762	547
徳島県		268	102	78	31	479	186
香川県		502	275	236	48	1,061	293
愛媛県		348	89	173	96	706	263
高知県		383	245	116	16	760	177
福岡県		660	126	79	47	912	267
佐賀県		369	87	130	62	648	157
長崎県		766	169	222	29	1,186	377
熊本県		598	152	131	124	1,005	294
大分県		685	105	109	51	950	406
宮崎県		525	247	185	118	1,075	426
鹿児島県		839	82	110	75	1,106	412
沖縄県		337	140	187	35	699	356
札幌市		258	44	82	28	412	263
仙台市		145	60	126	2	333	171
さいたま市		128	17	21	5	171	94
千葉市		117	8	11	39	175	71
川崎市		510	81	87	75	753	468
横浜市		390	42	62	68	562	176
新潟市		94	27	22	-	143	64
静岡市		162	43	56	86	347	81
浜松市		90	18	53	30	191	60
名古屋市		708	144	157	1	1,010	435
京都市		414	89	93	21	617	408
大阪市		1,856	293	343	109	2,601	1,554
堺市		31	31	10	-	72	40
神戸市		714	27	43	-	784	425
岡山市		52	27	30	1	110	7
広島市		279	49	59	-	387	181
北九州市		291	61	57	12	421	178
福岡市		412	43	72	-	527	289

※指定都市における実施状況は、平成15年4月～

※神奈川県平成11年10月～平成13年3月分は分類していない為、合計のみ計上。

## ③現在の実利用人数

平成21年11月末現在

事項	対象者	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
件数合計		17,252	6,034	6,261	1,843	31,390
北海道		166	73	92	-	331
青森県		321	62	88	44	515
岩手県		273	177	187	17	654
宮城県		146	127	106	50	429
秋田県		184	24	22	3	233
山形県		223	87	70	48	428
福島県		98	45	27	18	188
茨城県		272	56	100	15	443
栃木県		385	165	97	18	665
群馬県		450	119	163	-	732
埼玉県		435	94	154	30	713
千葉県		279	42	76	46	443
東京都		1,753	189	402	119	2,463
神奈川県		309	89	81	82	561
新潟県		280	125	143	-	548
富山県		124	44	41	19	228
石川県		155	43	28	1	227
福井県		216	83	47	18	364
山梨県		146	100	90	29	365
長野県		252	163	162	54	631
静岡県		152	95	60	99	406
岐阜県		212	87	60	27	386
愛知県		401	139	148	-	688
三重県		368	216	191	45	820
滋賀県		434	315	194	84	1,027
京都府		183	72	75	28	358
大阪府		718	317	348	-	1,383
兵庫県		260	116	90	15	481
奈良県		95	27	34	18	174
和歌山県		240	73	137	22	472
鳥取県		88	52	32	11	183
島根県		172	187	163	13	535
岡山県		179	72	63	18	332
広島県		260	127	146	46	579
山口県		487	117	183	67	854
徳島県		139	82	68	15	304
香川県		127	94	89	17	327
愛媛県		74	46	108	47	275
高知県		226	204	80	12	522
福岡県		273	72	44	42	431
佐賀県		99	35	62	22	218
長崎県		391	99	141	16	647
熊本県		305	114	88	59	566
大分県		314	64	63	33	474
宮崎県		234	147	121	70	572
鹿児島県		437	56	80	46	619
沖縄県		174	107	124	22	427
札幌市		151	41	41	9	242
仙台市		74	56	89	2	221
さいたま市		60	15	17	2	94
千葉市		42	4	5	18	69
川崎市		225	57	56	47	385
横浜市		221	39	48	49	357
新潟市		74	25	20	-	119
静岡市		143	42	58	76	319
浜松市		47	12	39	17	115
名古屋市		343	128	128	19	618
京都市		215	81	77	15	388
大阪市		1,250	268	297	78	1,893
堺市		38	45	12	-	95
神戸市		328	20	36	-	384
岡山市		47	25	30	1	103
広島市		122	41	38	-	201
北九州市		170	60	44	5	279
福岡市		193	36	58	-	287